

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.1億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 22.7億円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	454,555	317,742	0	1,062	10,302	125,449
	高齢者福祉事業	92,840	5,085	0	3,414	6,400	77,941
	児童福祉事業	584,571	376,476	0	51,452	11,887	144,756
	母子福祉事業	44,924	14,144	0	379	2,308	28,093
	小計	1,176,890	713,447	0	56,307	30,897	376,239
社会保険	国民健康保険事業	170,431	79,943	0	0	6,867	83,621
	後期高齢者医療事業	211,829	33,876	0	0	13,504	164,449
	介護保険事業	257,049	3,145	0	0	19,268	234,636
	小計	639,309	116,964	0	0	39,639	482,706
保健衛生	疾病予防対策事業	62,221	2,143	0	1,439	4,450	54,189
	病院事業	395,934	0	0	0	30,047	365,887
	小計	458,155	2,143	0	1,439	34,497	420,076
合計		2,274,354	832,554	0	57,746	105,033	1,279,021